

令和7年度整備における茂原市地域密着型サービス事業者公募要項

1. 公募の趣旨

茂原市では、高齢者が住み慣れた地域で、安心して健康でいきいきと暮らせるよう、茂原市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定しました。

この計画に基づく施設を整備するにあたり、公平性・透明性・客観性を担保した手続きの下、より良いサービス提供事業者を選定するため事業者の公募を実施します。

2. 整備する施設

施設の種別	施設数	定員	募集地区
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) ※介護予防含む	1施設	18床	全域

3. スケジュール

	日程
公募の受付期間	令和7年1月8日(水)～令和7年2月28日(金)
第一次審査	令和7年3月上旬(注)
第二次審査	令和7年3月下旬(注)
事業者決定	令和7年3月下旬

(注) 第一次審査は書類審査により行い、審査通過の報告は、第二次審査の日程の通知をもって代えることとします。

4. 応募資格

以下に掲げる(1)から(6)のすべてを満たすものとします。

- (1) 社会福祉法人、医療法人、株式会社、NPO法人等の法人格を有していること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に定める事業者の指定に係る欠格事項に該当しないこと。
- (3) 都道府県又は市区町村の監査等において、過去に重大な指摘を受けていないこと。
- (4) 茂原市暴力団排除条例第2条各号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団員等(以下「暴力団等」)が経営に実質的に関与していないこと。自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等を利用していないこと。暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。

- (5) 国、県及び市税を滞納していないこと。
- (6) 介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、自己で資金調達、施設整備及び安定した運営ができること。
- ※ 施設の整備資金については、県の交付金に基づく市の補助事業とする予定ですが、公募時点では、市の令和7年度当初予算は未確定です。当該交付金については、県予算の関係等により不交付となることも想定されます。市では、県の交付金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いませんので、補助を希望する事業者につきましては資金計画の策定にあたりご承知おきください。また、市からの交付決定通知が発出される前の費用は、補助対象外となりますので、併せてご承知おきください。

5. 応募要件

以下に掲げる(1)から(7)のすべてを満たすものとします。

- (1) 施設を整備する土地・建物が確保されているか、又はその見込があるもの。
- (2) 施設を整備する土地・建物を賃貸借により確保する場合は、建物の財産処分制限期間以上の契約期間であること。
- (3) 施設を整備する土地・建物について、事業を実施するにあたって支障となり得るような権利設定がないこと。
- (4) 施設を整備する土地・建物について、都市計画法、農地法、建築基準法、消防法、文化財保護法その他の関連する法令等の基準を満たしていること。
- (5) 施設を整備する土地の中に、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域(災害イエローゾーン)を含んでいる場合は、当該区域で整備しなければならない相応の理由があり、かつ、想定される被災リスクに対して、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策が講じられていること。
- (6) 選定された場合は、事業計画についての説明を地元自治会及び近隣住民等に対し必ず行い、十分な理解を得ること。
- (7) 市の指示により速やかに施設整備に着手でき、令和7年度中に工事が完了する見込みであること。

6. 応募方法等

応募する事業者は、次により書類を提出してください。

※ 下記により様式の定められたものについては、茂原市公式ウェブサイトからダウンロードして下さい。

(1) 提出書類

- 提出書類チェック簿
- 公募申込書関係書類

	項目	備考	様式
1	公募申込書	所定の様式	様式第1号
2	誓約書	所定の様式	様式第2号
3	定款又は寄附行為	最新のもの（写しの場合は要原本証明）	
4	法人登記事項証明書	公募申込前3か月以内に発行されたもの	
5	法人印鑑登録証明書	公募申込前3か月以内に発行されたもの	
6	国、県及び市税の滞納がないことが確認できる書類	①公募申込前3か月以内に発行されたもの ②法人及び代表者（直近2年分）	
7	事業者の概要	所定の様式	様式第3号
	（添付書類）	法人・施設等のパンフレット（ある場合）	
8	土地・建物登記事項証明書	公募申込前3か月以内に発行されたもの	
9	事業予定の土地建物に関する権利関係が確認できる書類	①借地・貸家の場合、借地・貸家契約書の写し又は借地・借家に関する合意書の写し ②土地購入予定の場合、土地購入契約書等	
10	基本計画図面	①建設予定地の周辺図（住宅地図の写し等） ②現況写真（予定地全体、道路の接続状況、排水先等が分かるもの） ③配置図 ④完成予想図 ⑤平面図（用途及び面積を記載すること） ⑥公図	様式任意
11	職員の概要	①代表者の経歴書 ②管理者（予定者）の経歴書 ③職員配置計画	様式第4号 〃 様式第5号
		①事業計画書 ②趣意書	様式第6号 様式第7号
12	事業計画の概要	①施設建設に要する費用が分かる書類（見積書等） ②事業計画書（様式第6号）中、6資金計画に記載した金額の積算根拠資料 ③埋蔵文化財の包蔵地でないことを確認できる書類（市教育委員会発行の文書）	様式任意
	（添付書類）		
13	スケジュール	開設までの日程表（資金調達、設計、工事、人員確保等に関して記載すること）	様式任意

14	決算書等	①直近2年分の決算書類（貸借対照表、財産目録、損益計算書等） ②公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去3年間の内容と実績	様式任意
15	事業収支計画	事業開始後の収入、支出の見込み	参考様式
16	地元への説明方針	選定後に行う、建設予定地周辺の住民説明方針	様式任意
17	施設整備に係るチェックシート	所定の様式	様式第8号

(2) 提出部数

提出部数は正本1部・副本10部です。

①正本（編綴方法は7ページを参照のこと）

- (ア) 各書類は、提出書類一覧表のナンバー順に並べ、証明書類など既定のものを除き、原則A4サイズとします。（図面等やむを得ないものはA3サイズ片袖折りも可）
- (イ) 全体の目次を付け、通しのページ番号を付してください。
- (ウ) 当該ナンバーごとに文字表記のインデックスを付してください。
- (エ) 提出書類は左側に2穴を開けフラットファイルに綴じてください。

②副本

正本に準じて作成してください。また、図面等の原本の添付は必要ありません。（コピー可）

(3) 提出期間及び提出方法

令和7年1月8日（水）～令和7年2月28日（金）（期間厳守）

書類は、期間内（土曜・日曜・祝祭日を除く）の8時30分から17時の間に、内容について説明できる方が事前に連絡の上、提出先に持参してください。

※ 郵送は不可とします。

(4) その他

公募に関する質問は、「茂原市地域密着型サービス事業者公募に関する質問書」に記入のうえ、2月7日（金）までにメールで提出してください。なお、回答は2月14日（金）以降、茂原市公式ウェブサイトに掲載します。

7. 地域密着型サービス事業者予定者の選定方法等

(1) 審査

審査は2段階に分けて行い、第一次審査の書類審査を経た事業者でなければ第二次審査の対象とはしません。

第一次審査は提出された書類に係る審査とし、第二次審査は茂原市公的介護施設等事業者選定委員会によるプロポーザル審査を実施し、書類とプロポーザルによる総合的評価を行います。

(2) 事業予定者の決定方法

茂原市公的介護施設等事業者選定委員会の評価を踏まえ、市長が事業者を決定します。
なお、選定事業者なしと決定する場合があります。

※ 評価理由及び評価結果に対する問い合わせ等は、ご遠慮願います。

(3) その他

事業計画地及び周辺環境の現地調査や、提出書類の内容を確認するための聴き取り調査等を行う場合もあります。

※ 地域密着型サービス事業者選定についての詳細は、「茂原市地域密着型サービス等の施設整備に係る事業者選定方針」に記載のとおりです。

8. 応募にあたっての注意事項

- (1) この要項で付す各条件は、介護保険法第78条の2第8項及び第115条の12第6項の規定によるものです。
- (2) 提出期限を過ぎてからの書類の差し替え等（再提出を含む）は、原則として認めないものとします。
- (3) 応募後に辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を書面で提出してください。なお、応募を辞退したことを理由に、それ以降に本市が行う公的介護施設整備の公募等において不利益な取り扱いをすることはありません。
- (4) 応募にあたり関係法令を遵守するほか、土地建物に係る法令等、関係法令（要綱などの行政指導を含む）に充分留意してください。
- (5) 応募に要した費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は、茂原市公的介護施設等選定委員会以外での使用はいたしません。
- (6) 本整備計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募事業者の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。
- (7) 整備事業者として選定された場合にあっても、介護保険法上の指定が確定したものではありません。指定基準を充足しない場合は指定できません。
- (8) 選定後において、開発許可が得られない場合や今回の応募内容に重大な変更が生じた場合は選定を取り消す場合があります。
- (9) 県の交付金に基づく市補助金の交付を受けて行う建設工事、備品購入等の契約については、市が行う公共工事等に準じて入札等を行うこととなるため、事前に契約業者を任意に決定することはできません。
- (10) 関係資料等に虚偽事項の記載があった場合には、選定を取り消すことがあります。

9. 提出先・問い合わせ先

〒297-8511

茂原市道表1番地

茂原市 福祉部 高齢者支援課

TEL：0475-20-1572（直通）

FAX：0475-20-1610

メール：kaigohoken@city.mobara.chiba.jp

【公募申込書関係書類の編綴方法について】

(項目)

- ① 公募申込書
- ② 誓約書
- ③ 定款又は寄附行為
- ④ 法人登記事項証明書
- ⑤ 法人印鑑登録証明書
- ⑥ 国、県及び市税の滞納がないことが確認できる書類
- ⑦ 事業者の概要
- ⑧ 土地・建物登記事項証明書
- ⑨ 事業予定の土地建物に関する権利関係が確認できる書類
- ⑩ 基本計画図面
- ⑪ 職員の概要
- ⑫ 事業計画の概要
- ⑬ スケジュール
- ⑭ 決算書等
- ⑮ 事業収支計画
- ⑯ 地元への説明方針
- ⑰ 施設整備に係るチェックシート

